

議案第7号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 9 条第 2 項の条例で定める事務の処理に利用する特定個人情報を追加するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の項中「又は医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 3 の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 4 の項中「又は母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」を「、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 6 の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 7 の項中「又は年金給付関係情報」を「、年金給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 9 の項及び 10 の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 11 の項中「又は年金生活者支援給付金関係情報」を「、年金生活者支援給付金関係情報、失業等給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報、職業訓練受講給付金関係情報、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)による特定医療費の支給に関する情報、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医療に要する費用についての援助に関する情報、労働施策の総

合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)による職業転換給付金の支給に関する情報、地方公務員災害補償関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表 12 の項中「(昭和 22 年法律第 164 号)」を削り、同表 17 の項中「(昭和 39 年法律第 134 号)」及び「(昭和 60 年法律第 34 号)」を削る。

別表第 3 の 2 の項中「又は年金給付関係情報」を「、年金給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 省略			1 省略		
2 市長	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>医療保険給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの	2 市長	羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は <u>医療保険給付関係情報</u> であって規則で定めるもの
3 市長	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの	3 市長	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>医療保険給付関係情報又は児童扶養手当関係情報</u> であって規則で定めるもの
4 市長	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、 <u>医療保険給付関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの	4 市長	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、 <u>医療保険給付関係情報又は母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの
5 省略			5 省略		
6 市長	重度身体障害者が居住する住宅改造費用の助成に関する	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人	6 市長	重度身体障害者が居住する住宅改造費用の助成に関する	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人

	る事務であって規則で定めるもの	等支援給付等関係情報、 <u>介護保険給付等関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの		る事務であって規則で定めるもの	等支援給付等関係情報又は <u>介護保険給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
7 市長	身体障害者が自ら運転するための自動車改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報、年金給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの	7 市長	身体障害者が自ら運転するための自動車改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は年金給付関係情報</u> であって規則で定めるもの
8 省略			8 省略		
9 市長	身体障害者手帳交付申請のための診断料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの	9 市長	身体障害者手帳交付申請のための診断料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの	10 市長	介護保険サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、 <u>介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当</u>	11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、 <u>介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当</u>

		<p>等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第29号)による資金の貸付けに関する情報、年金給付関係情報、<u>年金生活者支援給付金関係情報、失業等給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、職業訓練受講給付金関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給</u></p>			<p>等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第29号)による資金の貸付けに関する情報、年金給付関係情報又は<u>年金生活者支援給付金関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>
--	--	---	--	--	---

		に関する情報、地方公務員災害補償関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの			
12 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	省略	12 市長	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	省略
13～16 省略			13～16 省略		
17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第 97 条第 1	省略	17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正す	省略

項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

18～22 省略

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 省略			
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、 <u>年金給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの

る法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

18～22 省略

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 省略			
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は <u>年金給付関係情報</u> であって規則で定めるもの